

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、日本郵便株式会社発行の郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号〇号）によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目にあたる日である平成〇年〇月〇日（日曜日）までとなる。請求期間の満了日（60日目）が土曜日、日曜日、その他祝祭日等の閉庁日に当たる場合、期間は閉庁日の翌日をもって満了となると解するのが相当であることから、本件請求期間の満了日は、平成〇年〇月〇日となる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会宛てに郵便により発送した日は、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を徒過してなされたものである。

3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」と

は、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人及び再審査請求代理人（以下、請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、平成〇年〇月〇日付けの「期間徒過の理由について」と題する文書において、要旨、「本件決定の不服申立としては、再審査請求と取消訴訟の2つの方法があると考えていた。決定書受領の10日前に請求人の母が亡くなり、その死亡原因に医療過誤の可能性があったことから、葬式や相続の手續に追われていた上に、母の死亡原因について病院に説明を求めたり医療過誤に詳しい弁護士を探す必要があった。そのため、決定書受領から60日以内に再審査請求をするのではなく、母の医療過誤の問題が解決した後に、決定書受領から6か月以内に取消訴訟を提起するという選択をしたものである。決定書記載の教示文が不十分かつ不適切であり、請求人は、再審査請求を申し立てなくても取消訴訟で休業補償給付の不支給決定を争うことができると考え、取消訴訟では休業補償給付の不支給決定を争うことはできないことを知らないまま取消訴訟を選択したのであるから、教示がなされていない場合と同視でき、労審法第8条第1項ただし書所定の正当な理由がある。」と述べている。しかしながら、請求人らが主張する理由は、個人的な事情又は独自の見解を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知る事情であるとは言い難く、上記の「正当な理由」について疎明し得るものとは認められない。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、労審法第38条第1項の規定による請求期間を正当な理由なく徒過した不適法なものであるため、同法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。